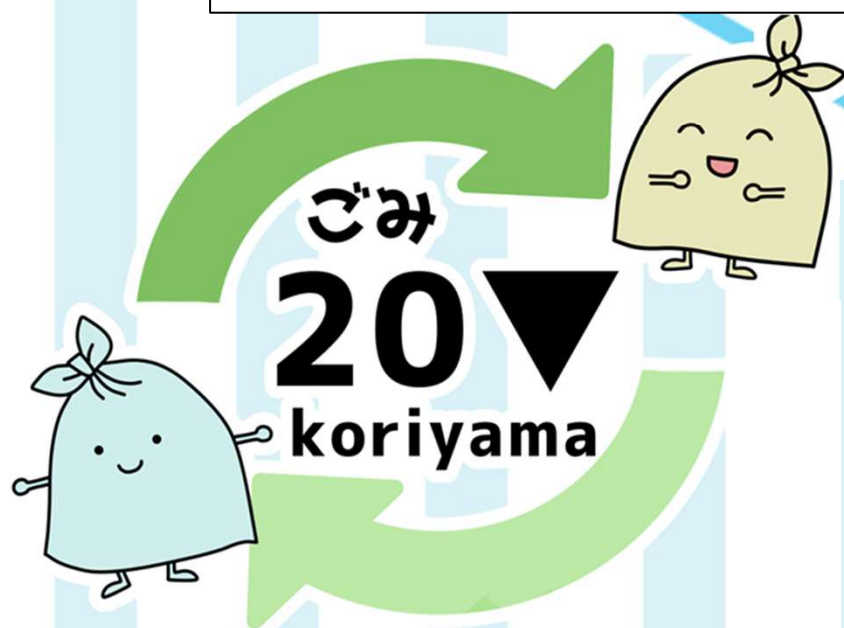


事業系廃棄物の減量 と適正処理の手引き

事業系一般廃棄物
減量計画書作成
マニュアル



環境部 ごみ減量推進課

TEL 024-924-2181

目 次

1. 初めに～ 郡山市の現状	P 1
2. ごみの減量にあたって	P 1
3. 郡山市の目標、みんなで目指す「郡山 ごみ減量 20%」 ...	P 2
4. 事業系廃棄物の種類	P 3
事業系廃棄物の分別説明（産業廃棄物）	P 4
事業系廃棄物の分別説明（事業系一般廃棄物）	P 5
5. 廃棄物の排出、処理方法	P 6
6. 事業系廃棄物に関する問い合わせ先一覧	P 7
7. 事業系一般廃棄物減量計画書の作成、提出	P 8
8. Q&A ～よくある質問～	P13
9. 郡山市ごみ減量推進課のマスコットキャラクター紹介	P16

1. 初めに～ 郡山市の現状

郡山市では、環境省が毎年公表している全国市町村別のごみの排出量調査で、令和2年度から令和5年度まで、4年連続で中核市(62市)中で最下位になる等、ごみ排出量が多くなっています。

		郡山市（中核市順位）	中核市平均	中核市平均との差
事業系ごみ	令和6年度	387g(57位/62市)	282g	+105g (+37.2%)
	令和5年度	395g(55位/62市)	283g	+112g (+39.6%)
	令和4年度	410g(58位/62市)	287g	+123g (+42.8%)
生活系ごみ	令和6年度	687g(61位/62市)	579g	+108g(+18.7%)
	令和5年度	707g(61位/62市)	592g	+115g(+19.4%)
	令和4年度	755g(61位/62市)	622g	+133g(+21.3%)
合計	令和6年度	1,074g(61位/62市)	861g	+213g(+24.7%)
	令和5年度	1,102g(62位/62市)	875g	+227g(+25.9%)
	令和4年度	1,165g(62位/62市)	909g	+256g(+28.1%)

(1人1日当たりごみ排出量の令和4、5、6年度比較)

ここ数年は生活系・事業系ごみともに減少傾向にありますが、どちらも中核市平均値と比較して排出量が多く、特に事業系ごみは中核市平均値と比較して+37.2%となっています。

また、市で実施している事業系一般廃棄物の組成を検査する展開検査の結果からも、分別すれば資源となるものや、産業廃棄物として処理すべきものが含まれていることが分かっています。



展開検査の様子



違反ごみ（廃プラスチック）



リサイクル可能な段ボール類

2. ごみの減量にあたって

事業者の皆様が、ごみの減量やリサイクルに取り組まれることで、市全体のごみ減量や資源の有効利用につながります。

また、それらの取り組みは、経営コストの削減や効率化、企業としてのイメージアップなど、事業者の皆様にとってもメリットとなります。

本手引きを参考に、引き続き、ごみ減量や適切な分別にご協力をお願いします。

3. 郡山市の目標、みんなで目指す「郡山 ごみ減量 20%」

郡山市では、2024年11月に改定した郡山市一般廃棄物処理基本計画において「2016年度比で2027年度までにごみ排出量を20%削減する」という目標を掲げております。

この目標の達成に向け、市民・事業者・行政が一丸となった行動へとつなげていくため、みんなで目指す「郡山 ごみ減量 20%」のスローガンのもと、ごみの減量に向けた取り組みを実施してまいります。



みんなで目指す「郡山ごみ減量20%」達成に向けた取組2026パッケージ

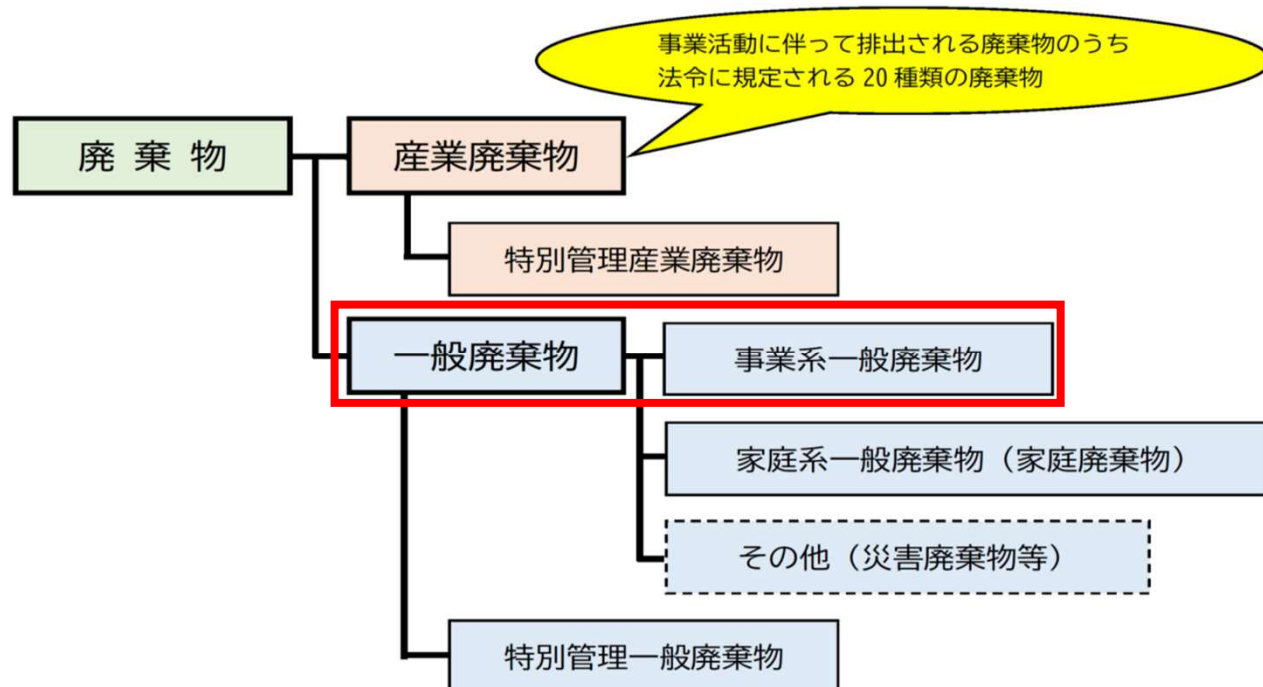
令和8年度は、2026パッケージと銘打って様々な取り組みを実施していきます。

	事業名	事業概要
Ⅰ 啓 発 一人一日100gの減量を目指して	ごみ減量優良者表彰事業	ごみ減量の優良な取組を対象に表彰
	郡山ごみ減量20%啓発事業	様々な場面で市民に向けた啓発を行う
	ごみ減量教室、出前講座	町内会や市内の小中学生等が対象の講座
Ⅱ エコアクション 2026 月ごとにテーマを決めた減量作戦の実施 7月：草木乾燥月間 8月：雑紙分別減量月間 10月：食品ロス削減月間など	廃食用油回収事業	家庭から出る廃食用油を資源として回収
	雑紙分別、保存袋配布事業	小学校等を通して、分別用保存袋を配布
	ごみ集積所管理等支援事業	ごみ集積所管理手引きの配布や講座を開催
	ごみ集積所掲示物配布事業	ごみ減量や分別徹底の啓発用掲示物を配布
	廃棄物減量計画書提出事業	計画書作成及び減量に関する研修会の開催
	飲食店ポップで食ロス削減事業	「3010運動」等の啓発用卓上ポップの配布
	ごみ減量ガイドブック作成事業	ごみの種類や分別方法を整理し掲載
	リユーススポット事業	不要だけどまだ使えるものをリユース
	キエーロ普及促進事業	生ごみを処理するキエーロ作成教室を開催
Ⅲサーキュラー エコノミー推進	除草ごみ減量化事業	廃棄前の草木を乾燥させる施設を新設
	焼却灰リサイクル事業	焼却灰から資源を分別し、再資源化を図る

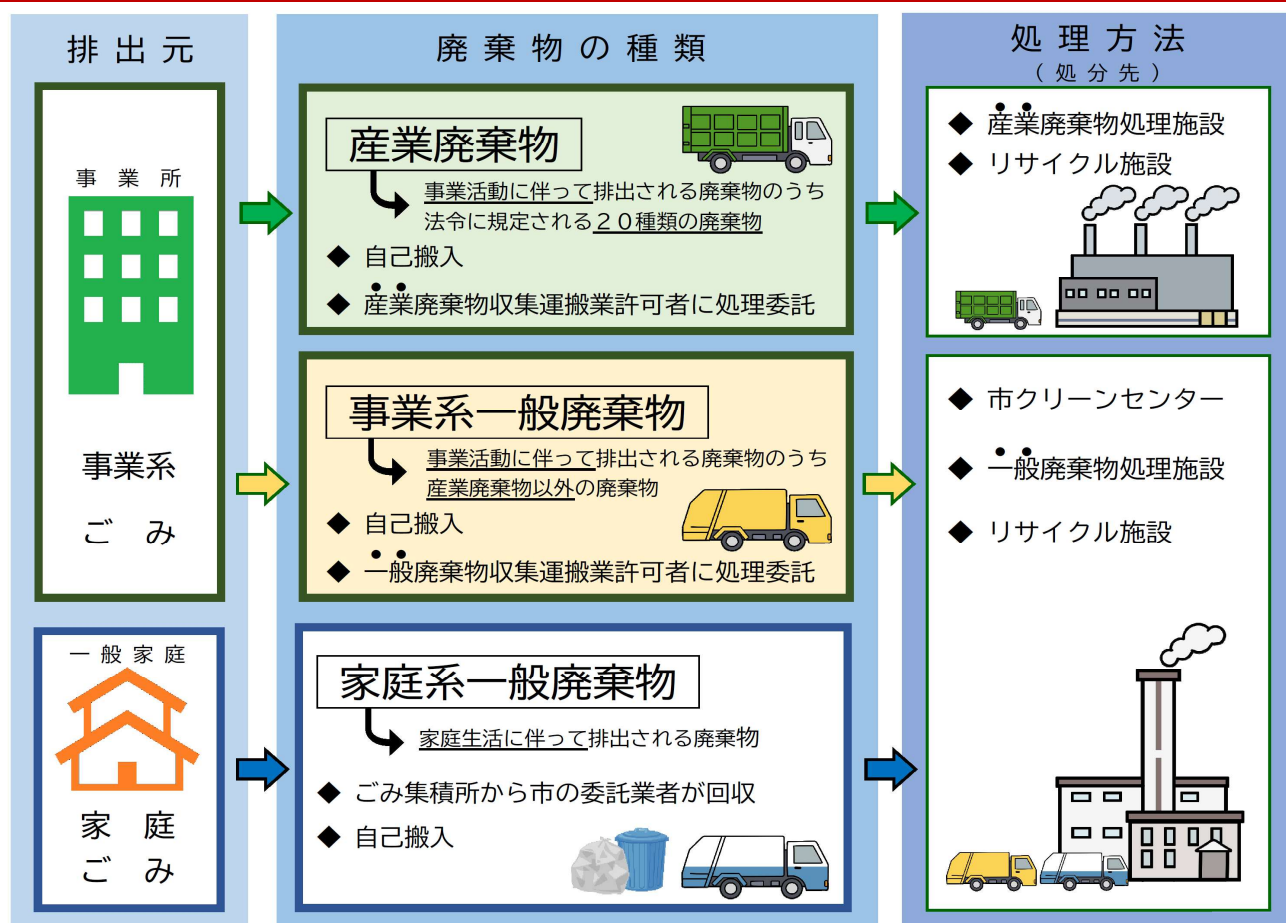
4. 事業系廃棄物の種類

・事業系廃棄物 ～ 産業廃棄物と一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律や同政令（廃棄物処理法令）には、20種類の産業廃棄物の品目が記載されています。この産業廃棄物に該当しないものが一般廃棄物です。



廃棄物は、排出元や種類によって処理方法が変わります！！



・事業系廃棄物の分別説明（産業廃棄物）

(1) あらゆる事業活動に伴うもの

どの業種から排出された場合でも必ず
産業廃棄物 となるもの

品 目	具 体 例	指定業種
① 燃え殻	焼却灰、使用済活性炭(固形状)	なし （どの業種から排出されても必ず産業廃棄物となります） 産業廃棄物 は、工場や解体工事から排出されるスクラップや廃材のようなもので、一般事務の事業所には関係のない話…というイメージがあるかもしれませんが、“プラスチック”や“金属”が 産業廃棄物 に当たることからすれば、該当するものは意外と多いのかもしれない。 産業廃棄物類（ペットボトル） 金属くず（空缶） ガラスくず（空きびん） …は、誤ってクリーンセンターへ搬入されることが多い品目です。
② 汚泥	建設汚泥、グリストラップ汚泥	
③ 廃油	動植物性油、潤滑油、溶剤	
④ 廃酸	すべての酸性廃液	
⑤ 廃アルカリ	すべてのアルカリ性廃液	
⑥ 廃プラスチック類	ペットボトル、ビニール・ナイロン、発泡スチロール、弁当ガラ、容器トレイ、ポリ袋・ポリ容器、化学繊維(ポリエステル被服)、廃タイヤ、合成皮革…等 ※ 固形状・液状のすべての合成高分子系化合物。	
⑦ ゴムくず	天然ゴムくず ※ 「⑦ゴムくず」とは、「天然ゴム」に限る（「合成ゴム」は「⑥廃プラスチック類」）。	
⑧ 金属くず	空缶、鍋、やかん、刃物、金属製オフィス家具、鉄・アルミ・スチールくず	
⑨ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空きびん、皿、コップ、茶碗	
⑩ 鋳さい	鋳物砂	
⑪ がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの	
⑫ ばいじん		

(2) 特定の事業活動に伴うもの

特定の業種（指定業種）から排出された場合にのみ
産業廃棄物 となるもの

特定の業種（指定業種）以外から排出された場合には
事業系一般廃棄物 となるもの

言い換えれば

品 目	具 体 例	指定業種
⑬ 紙くず	産業廃棄物 建材の包装紙、板紙、建設現場から排出された紙くず…等 事業系一般廃棄物 一般事務の事業所から排出された書類、OA用紙、はがき、シュレッダーくず、紙バック、新聞紙、ダンボール、チラシ、雑誌、ちり紙、紙コップ…等	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
⑭ 木くず	産業廃棄物 解体工事から排出された廃木材（伐採木や伐根を含む。）、リース業から排出された木製家具…等 事業系一般廃棄物 造園業から排出された剪定枝、飲食店から排出された割箸…等 ※ 「貨物の流通のために使用された廃木製パレット」は例外的に「(1)あらゆる事業活動に伴うもの」に該当。	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業
⑮ 繊維くず	産業廃棄物 解体工事から排出された畳(い草)…等 事業系一般廃棄物 天然繊維(綿・麻の被服)、畳業から排出された畳(い草)…等 ※ 「⑮繊維くず」とは、「天然繊維」に限る（「化学繊維」は「⑥廃プラスチック類」）。	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）
⑯ 動植物性残さ	産業廃棄物 食品工場から排出された使用済原材料…等 事業系一般廃棄物 飲食店やスーパーの総菜売場から排出された生ごみ(厨芥類・調理くず・残飯)等の食品残さ…等	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く。）、医薬品製造業、香料製造業
⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場、食鳥処理場
⑱ 動物のふん尿	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等のふん尿	畜産農業
⑲ 動物の死体	畜産農業から生ずる牛、馬、豚等の死体	畜産農業

(3) その他

⑳ 上記①～⑲までの産業廃棄物を処分するために処理したものであって、①～⑲までのいずれにも該当しないもの

ワンポイント

経済活動の発展に伴って廃棄物の組成も複雑になってきており、産業廃棄物は分類された20種類の一つだけに該当するとは限らなくなってきています。たとえば、一般的な使用済みOA機器類については、「廃プラスチック類」、「金属くず」及び「ガラスくず（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）」の「混合物」として排出される場合が多いと思われます。また、廃棄物によっては産業廃棄物と一般廃棄物とが混合している場合もあります。

～『事業系ごみの分け方・出し方』から抜粋～

・事業系廃棄物の分別説明（事業系一般廃棄物）

産業廃棄物に該当しない事業系ごみが事業系一般廃棄物です！！

区 分	具 体 例	処理方法
事業系一般廃棄物 産業廃棄物以外の事業系ごみ ※郡山市外の一般廃棄物は、郡山市内に持ち込むことはできません。 発生した自治体の処理施設で処理してください。	リサイクル ★新聞・ダンボール・雑誌 ★OA用紙 例：ミспrintの書類、シュレッターくず ※機密書類は、機密を保ったままリサイクルできる業者もあります	○古紙回収業者などによりリサイクル
	★リサイクルできない紙類 例：臭いの強い紙（柔軟剤の入っていた箱等）、特殊加工された紙(圧着式はがき等)、汚れた紙 など ※建設業、製紙業、出版業等から出るものは産業廃棄物	○自己搬入又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して、郡山市のクリーンセンターや民間の一般廃棄物処分施設へ搬入 ★調理くずは水分をよく切って
	★厨芥（ちゅうかい）類 例：食品の売れ残り、食べ残し、調理くず など ※食料品・医薬品・香料等製造業等から出るものは産業廃棄物 ※なお、食べ残しや食物残さの付着がある弁当ガラ等（排出者自身及び従業員が消費したものに限り）は、クリーンセンターで受け入れます。	★布類は繊維の種類によって違いも ・木綿の布排出業種により産業廃棄物の場合と一般廃棄物の場合あり
	★木くず 例：木製品、剪定枝 など ※建設業、木材製造業等から出るもののほか、貨物の流通のために使用したパレットは産業廃棄物 ★布類 例：天然繊維（綿など）でできたもの ※建設業、繊維工業等から出るもののほか、化学繊維を使ったものは産業廃棄物	・化学繊維のシャツ事業系のものは全て産業廃棄物（廃プラスチック類）

～分別後に注意いただきたい点～

○事業系一般廃棄物について

区分に応じて市のクリーンセンターや契約している処分施設へ搬入してください。適正な廃棄物処理をお願いします。

○産業廃棄物について

自己搬入又は産業廃棄物収集運搬業者への委託により、品目ごとに許可を受けている処分施設に搬入してください。

○リサイクルを徹底してください

分別を徹底し、資源になるものはリサイクルしてください。品目によっては、買い取ってもらえる場合もあります。

5. 廃棄物の排出、処理方法

事業系ごみは、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に区分し、さらに品目ごとに【分別】した上で、
[①処理基準][②保管基準][③委託基準]の各基準（ルール）に従って処理する必要があります。
どの基準（ルール）も大切ですが、実務上特に重要となるのは、[②保管基準]と[③委託基準]です。

① 処理基準（処理のルール）

事業者は、自らその事業系ごみの運搬又は処分を行う場合には、法令等で定める収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければなりません。

② 保管基準（保管のルール）

事業者は、その事業系ごみが搬出されるまでの間、法令等で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。

③ 委託基準（委託のルール）

事業者は、その事業系ごみの処理を他人に委託する場合には、法令等で定める基準に従い、その運搬又は処分を廃棄物処理業者等にそれぞれ委託しなければなりません。

保管基準

事業者は、事業系ごみが搬出されるまでの間、保管基準に従い、適正に保管しなければなりません。



産業廃棄物

- (1) 周囲に囲いが設けられていること
- (2) 掲示板が設けられていること
- (3) 飛散・流出・地下浸透・悪臭発散の防止措置がなされていること
- (4) ねずみの生息、蚊・はえその他の害虫発生の防止措置がなされていること

※ その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条に定める基準。

事業系一般廃棄物

- (1) 道路その他の公共の場所に保管しないこと
- (2) 十分な容量・構造の保管場所に保管すること
- (3) 飛散・流出・悪臭発散の防止措置がなされていること
- (4) ねずみの生息、蚊・はえその他の害虫発生の防止措置がなされていること

※ その他、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例施行規則（平成7年郡山市規則第40号）第11条に定める基準。

産業廃棄物保管場所	
産業物の種類	
数量	
氏名	
管理者	
連絡先	
保管の高さ	

屋外のごみ集積場所の例



屋内のごみ箱設置の例



単に
「燃える」
「燃えない」
だけの分別に
しないことが
ポイント
です。

～『事業系ごみの分け方・出し方』から抜粋～

・事業活動に伴って生じたごみの分類

以上のように、事業活動に伴って生じたごみ（事業系廃棄物）は、「**産業廃棄物**」と「**事業系一般廃棄物**」に分類され、廃棄物処理法に基づき、**事業者自らの責任において、事業者が分別し適正に処理しなければなりません。**

・家庭系のごみと事業系のごみ

市内に設置されたごみ集積所は、一般家庭から出るごみ（家庭系廃棄物）の集積場所として設置されたものですので、**ごみ集積所に事業系廃棄物を出すことはできません。**自ら運搬し処分施設に搬入するか、収集運搬業の許可を持った業者に委託してください。

集積所に事業系廃棄物を出す行為は廃棄物処理法に違反するもので、悪質な場合は不法投棄として処分されます！！

犯罪です!!

もし、不法投棄として処罰されると…

個人の場合：5年以下の懲役

1千万円以下の罰金またはその両方

法人の場合：3億円以下の罰金



6. 事業系廃棄物に関する問い合わせ先一覧

事業系ごみの種類	リサイクルの問合せ先の例
古紙 (シュレッターくず、ダンボール、紙パック…等) ➡ 特に「シュレッターくず」は、せっかくリサイクルに適する状態(シュレッター)にしているにもかかわらず、市クリーンセンターへ搬入され、焼却処分されてしまう事例が多いものです。   	古紙 金属類 空きびん ペットボトル ◆ 郡山地区再生資源協同組合 郡山市田村町上行合字下川原 93-3 電話：024-956-6665 ◆ グンダスト事業協同組合 郡山市安積町荒井字東六兵衛田 13-1 電話：024-945-8099 ◆ 県中エコタウン事業協同組合 郡山市字大河原 65-1 電話：024-941-2538
金属類 (空缶、金属製品など種々の金属類…等) ➡ 「空缶」は、原則として飲食料品の容器に限られます。 ➡ 中を軽くゆすいで、異物が混入しないようにしてください。  	食品残さ ◆ 農林水産省「登録再生利用事業者」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_7.html) ※ 市では特定の事業者様を紹介することができないため、郡山市内の廃棄物処理業者様で構成される組合様のうち、掲載についてご了承をいただいた組合様を、問合せ先の例として掲載させていただいております。 ※ 細かい受け入れ条件などにつきましては、各組合様・処理業者様へ直接お問い合わせください。
空きびん (リターナブル瓶(一升瓶、ビール瓶)…等) ➡ 原則として飲食料品の容器に限られます。 ➡ キャップをはずし、中を軽くゆすいで、異物が混入しないようにしてください。  	◆ 事業系ごみの排出の量や頻度、性状(清潔な状態など)によっては、買い取りに来ていただける場合もあります。 リサイクル業者の中には、産業廃棄物 又は 事業系一般廃棄物の「専ら物(モバプラ)」取扱業者というものも存在します。 「専ら物」とは、「①古紙、②くず鉄(古銅等を含む)、③空きびん類、④古繊維」の4品目を指し、家庭ごみでいうところの「資源物」に相当する事業系ごみです。 「専ら物」取扱業者は、例外的に廃棄物処理業の許可を要しませんが、産業廃棄物である「専ら物」の処理を委託する場合には、委託基準については遵守しなければなりません。ただし、マニフェストについては、交付する義務はありません。 
ペットボトル ➡ 原則として飲食料品の容器に限られます。キャップとラベルをはずし、中を軽くゆすいで、異物が混入しないようにしてください。 ➡ 「ペットボトル」も、リサイクルに適する状態(洗浄など)にしているにもかかわらず、誤って市クリーンセンターへ搬入され、焼却処分されてしまう事例が多いものです。 	
食品残さ (厨芥類、調理くず、残飯…等) ➡ 食品残さ以外の異物が混入しないようにしてください。	

～『事業系ごみの分け方・出し方』から抜粋～

事業系一般廃棄物(リサイクルできないもの(紙、厨芥、木くず、布等))

富久山クリーンセンター	郡山市富久山町福原字北畑1-2 ☎024-932-3152
河内クリーンセンター	郡山市逢瀬町河内字西午房沢59 ☎024-957-2761

●自ら持ち込んだ場合の処分
手数料は、10kg当たり150円に
消費税及び地方消費税相当額
が加算された金額になります。



7. 事業系一般廃棄物減量計画書の作成、提出

事業系一般廃棄物の減量推進のため、一定規模以上の事業用建築物の所有者又は管理者に事業系一般廃棄物減量計画書の作成及び提出をお願いしています。

対象となる事業者の皆様には、年に1度、一般廃棄物減量計画書の作成及び提出をお願いします。

対象要件

(1) 年間排出量が100トン以上の事業者

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 第2条第1項に規定する特定建築物を所有 又は管理する事業者

⇒ 延床面積3,000㎡以上の図書館、美術館、遊技場、事務所、旅館 等

⇒ 延床面積8,000㎡以上の幼稚園、小中高校、大学、専門学校、認定こども園 等

(3) 大規模小売店舗立地法 第2条第2項に規定する大規模小売店舗を所有又は管理する事業者

⇒ 延床面積1,000㎡以上の店舗

(4) 市長が必要と認める建物



提出期限

事業系一般廃棄物減量計画書の提出期限は、毎年6月30日です。

(6月30日が土日の場合は、翌月曜日)

提出先

郡山市 環境部 ごみ減量推進課 ごみ減量推進係

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

TEL 024-924-2181 Fax 024-935-6790

E-mail gomigen@koriyama.city.lg.jp



記載例(表)

第5号様式の2(第12条関係)

この計画書は「産業廃棄物」は対象外です。

提出日を記入

令和 〇 年 〇 月 〇 日

提出年度を記入

事業系一般廃棄物減量計画書 (令和 〇 年度)

郡山市長

提出者 住所 〒 963 - 8601
(所在地) 郡山市朝日一丁目23-7
氏名 株式会社郡山市役所
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 郡山 太郎
担当者名 総務部 郡山 花子
電話番号 024 - 924 - 2181

内容確認のため連絡することがあります。必ずご記入ください。

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第33条の規定に基づき、事業系一般廃棄物減量計画書を提出します。

対象となる建物	所在地	〒 963 - 8024 郡山市朝日二丁目15-1					
	名称	郡山市保健所ビル					
	所有者名	株式会社開成山公園					
	延べ床面積 (内訳)	延べ床面積	1,150	m ²	※駐車場は除く。	用途	☒ 事務所 ☒ 店舗 ☐ 病院 ☐ ホテル ☐ 金融機関 ☐ 工場 ☐ 学校 ☐ 介護施設 ☐ 官公庁 ☐ その他()
	☒ 事務所 1 社 合計 150 m ² ☒ 店舗 6 社 合計 900 m ² ☒ 共用部分 — 社 合計 100 m ²			従業員数	150 人		
事業系一般廃棄物の排出量の前年度実績と今年度計画	排出量(kg)		は廃棄量、資源物(リサイクルの)は資源化量を記入		処理業者、リサイクル先等		
	度の実績		今年度の計画		運搬方法(委託の場合は委託業者名)		
	可燃物 (リサイクルできるもの以外)		1,000kg	900kg	☐ 〇〇商事 ☒ 富久山クリーンセンター ☐ 河内クリーンセンター		
	リサイクルできるもの(食品循環資源、紙類)以外はすべて可燃物です。		00kg	900kg	複数の業者に収集を依頼している、自家処理している場合などは、この欄に記入		
資源物の小計(B)	資源	OA用紙	1,000kg	800kg	(株)△〇産業	〇▽リサイクル(株)	
		段ボール	500kg	500kg	同上	同上	
				500kg	(株)〇〇		
				100kg	同上		
資源物の小計(B)	機密書類	100kg	100kg	自社運搬	△▽製紙(株)		
	食品循環資源	100kg	100kg	(株)▽▽	(株)◇◇		
資源物の小計(B)		2,400kg	2,400kg				
合計(C = A + B)		3,400kg	3,100kg				
資源化率(B/C) %		70.6%	71.0%				

当てはまる使用用途にチェック

欄が不足する場合は、空いているスペースに記入してください。

リサイクルできるもの(食品循環資源、紙類)以外はすべて可燃物です。

排出量をできる限り計算してご記入ください。
なお、どうしても不明の場合は、1週間分の排出量などを基に、概数でご記入ください。
(例) 1週間分の排出量 × 4週間 × 12か月

自ら処分先まで運搬する場合は、「自社運搬」と記入。

「リサイクル先又は処分業者名」が不明の場合、収集運搬業者にご確認の上、ご記入ください。

小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを記入。

記載例(裏)

事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に向けた取組

事業者名 **株式会社郡山市役所**

前年度の取組と総評	前年度の取組	※右記項目について、該当する取組の全てにチェックしてください。 1. 廃棄物を減らすための取組(リデュース) ☒ OA用紙の両面利用 ☐ 包装、梱包等の簡素化 ☒ 生ごみ堆肥化・飼料化 ☐ 帳票類の電子化 ☒ 発注・在庫管理の工夫によるロス削減 2. 廃棄物を出さないための取組(リユース) ☒ 使用済OA用紙や封筒の再利用 ☒ 水筒、マイ箸等の使用 ☒ 詰め替え可能な文具等の利用 3. 廃棄物を再生するための取組(リサイクル) ☒ 生ごみ、紙類等の資源分別を徹底 ☒ 再生紙や再生原料等リサイクル品の利用 ☐ リサイクル可能な処理業者の選択 4. その他の取組 ☒ 分別ボックスの設置 ☐ 分別掲示等の作成 ☐ 環境ISOの認証取得 ☒ 社内啓発の実施(説明会、研修等での周知)
	上記以外に取り組んでいる具体的な内容	・紙の年間削減目標を立て、毎月、廃棄量の集計結果及び目標の達成状況を社内メールで周知している。 ・ごみ減量担当者を選任し、定期的にごみの分別状況を確認し、分別間違いがあった事例を一覧表にまとめ、社内メールで呼びかけるとともに、ごみ箱付近に掲示して注意を促している。
	前年度の総評	・全体的な排出量を、前年度比で〇〇kg減らすことができた。 ・テナントが1店舗新規参入したため、総排出量は前年度比で〇〇kg増加した。 ・従業員の分別意識の向上により、資源化率が〇%高まった。 ・前年度の目標としていた資源化率〇%増は達成できなかったが、分別の細分化により、紙類の排出量を〇〇kg減らすことができた。
	排出量が前年度と比べ増減した主な理由	・社内周知により一人ひとりの意識が改善し、廃棄物の排出量が減少した。 ・テナントが1店舗新規参入したため、前年度より全体的に廃棄物の排出量が増加した。 前年度の実績が無い場合、記入不要です。
今年度の目標と取組	今年度の目標	・可燃物の中から食品循環資源をリサイクルし、リサイクル量を前年度比〇〇kg増やす。 ・従業員や来訪者への分別の徹底を図り、資源化率を〇%高める。
	今年度の取組	・生ごみの減量のため、生ごみ処理機の購入を検討する。 ・ISO取得を計画中である。 ・新入社員を対象に廃棄物に関する研修会を実施予定。 前年度からの変更点や今年度から新規に取り組む内容がありましたら、具体的にご記入ください。前年度の取り組みと変更がない場合、「前年度同様」と記入してください。
廃棄物に関する全般的な問題点		・近年、社内周知の成果が上がっており、事務所内の分別は徹底できているが、外部からの訪問者の分別状況が悪く苦慮している。 ・ごみ集積場所に他社のものと思われるごみが捨てられていることがあり、困っている。 廃棄物に関しての困りごと等をご記入ください。

____年____月____日

事業系一般廃棄物減量計画書(____年度)

郡山市長

提出者 住所 〒 ____
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)
担当者名
電話番号 ____ - ____

郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第33条の規定に基づき、事業系一般廃棄物減量計画書を提出します。

対象となる建物	所在地	〒 ____				
	名 称					
	所有者名					
	延べ床面積	延べ床面積 _____ m ² ※駐車場は除く。 (内訳) ☐ 事務所 _____ 社 合計 _____ m ² ☐ 店舗 _____ 社 合計 _____ m ² ☐ _____ 社 合計 _____ m ²	用途	☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 病院 ☐ ホテル ☐ 金融機関 ☐ 工場 ☐ 学校 ☐ 介護施設 ☐ 官公庁 ☐ その他(_____)		
			従業員数	_____ 人		

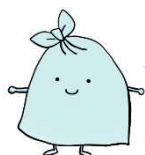
事業系一般廃棄物の排出量の前年度実績と今年度計画	事業系一般廃棄物の内訳		排出量(kg) ※可燃物は廃棄量、資源物(リサイクルできるもの)は資源化量を記入		処理業者、リサイクル先等	
			前年度の実績	今年度の計画	運搬方法(委託の場合は委託業者名)	リサイクル先又は処分業者名
	可燃物 (リサイクルできるもの以外)					
	可燃物の小計(A)					
	資源物 (リサイクルできるもの)					
資源物の小計(B)						
合計(C = A + B)						
資源化率(B/C) %						

事業系一般廃棄物の減量及び再資源化に向けた取組

事業者名

前年度の取組と総評	前年度の取組	
	上記以外に取り組んでいる具体的な内容	
	前年度の総評	
	排出量が前年度と比べ増減した主な理由	
今年度の目標と取組	今年度の目標	
	今年度の取組	
廃棄物に関する全般的な問題点		

8. Q&A ～よくある質問～



一般廃棄物減量計画書はどんなものですか？

一般廃棄物減量計画書は、事業者の方に、計画的な廃棄物減量に取り組んでいただくため、毎年、郡山市に提出していただく計画書です。



いつまでに何をすれば良いですか？

毎年6月末日が期限になります。様式に沿った計画書の作成をお願いします。

なお、市のウェブサイト等での情報発信や、対象事業者様向けにごみ減量のための研修会や説明会を予定しておりますので、ご確認ください。



計画書には記入することを教えてください

- ・廃棄物の種類別に年間でどのくらい排出しているか(排出量)
 - ・どのように処理しているか(運搬や処分委託先事業者)
 - ・今後、どう減らしていくか(減量に向けた取り組みや問題点等)
- などについて記載いただきますので、様式の確認をお願いします。



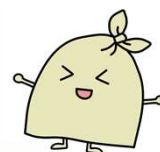
何のために計画書を提出するのでしょうか？

減量計画書を作成することで排出事業者様が、提出いただくことで郡山市も廃棄物処理の実態を把握することができます。

また、毎年作成することで、事業系一般廃棄物の発生抑制や再生利用等の促進による減量等につながります。

さらに、廃棄物の減量によるメリットとして、

- ・環境負荷の軽減
- ・企業のイメージアップ
- ・コストの削減 等が見込めます。



年間の排出量が分からない場合はどうしたら良いですか？

基本的には、排出事業者の責任として、排出する廃棄物の重さを量る等して年間の排出量を管理していただきます。

排出量の積算については、概算で年間の排出量を求める方法もあります。詳しくは計画様式の記入例をご確認ください。





複数のテナントが入っている場合は、誰が計画書を作成して提出するのでしょうか？テナントごとに計画書の作成が必要ですか？

原則としてその建築物の所有者又は管理者が計画書を作成し、提出していただきます。

なお、敷地内に複数の建築物がある場合は、基本的には棟単位での計画書の作成をお願いします。

ただし、複数の棟で廃棄物の保管及び処理が一体的に行われている場合は、計画書をまとめて作成の上で提出してください。



郡山市内に複数店舗がある場合は、店舗ごとの提出が必要ですか？

棟が異なると判断されるため、計画書提出要件に該当する店舗ごとの作成及び提出をお願いします。



市内の各店舗から出る廃棄物をまとめて処理委託しています。その場合の排出量はどのように記入すれば良いですか？

本計画書の作成を機に、各店舗で排出される廃棄物の量を把握できる体制を整えて、店舗ごとの報告をお願いします。

本来の目的である「ごみの減量」を達成するためにも、どの店舗でどのような廃棄物がどの程度排出されているかを知ることは、減量の第一歩です。ぜひ取り組んでいただきますようご検討ください。

もし、それらの把握ができない場合は、その旨を計画書様式の余白や別紙等に明記の上ご報告ください。



リサイクル委託先が市外の事業者の場合は、計画書に記載する必要がありますか？

委託事業先を記入する欄がありますので、そちらに市外の事業者を記入いただきご報告ください。



周辺の建物や事業者の廃棄物もまとめて排出しているのですが、計画書への記載は必要ありますか？

ご自身の管理する建物から出る廃棄物について排出量を把握する体制を整えていただき計画書を作成してください。

難しい場合は、全量で計画書を作成し、その旨を計画書に記載するか、別紙等に明記の上ご報告ください。





事業所として、クリーンセンターに廃棄物を持ち込んでいないのですが、計画書の提出は必要ですか？

クリーンセンターに排出していない事業系一般廃棄物の処理方法や事業所としての年間排出量等を把握したいため、計画書の作成及び提出をお願いします。



うちは全て産業廃棄物として処理事業者に処理委託しているのですが、計画書の記載は必要ないですか？

法律に定めのある廃棄物が産業廃棄物に、それ以外の廃棄物が一般廃棄物となります。一般廃棄物を産業廃棄物として処理した場合、不適正処理となり処分の対象になる場合があります。ご注意ください。
その上で、事業系一般廃棄物の処理方法等を把握したいため、計画書の作成及び提出をお願いします。



クリーンセンターに持ち込んでいない場合、減量計画や目標はどのように設定すれば良いですか？

事業系一般廃棄物の全てを資源物としてリサイクルし、クリーンセンターへの持ち込みが無い場合でも、廃棄物自体は発生していると思いますので、例えば、総排出量の減量を目標とする等して、減量計画書の作成をお願いします。



事業系一般廃棄物の処理を処理事業者に委託していますが、その中でどれだけリサイクルされたか把握していません。確認する必要がありますか？

事業所から出る廃棄物の種類や量、どのように処理されているかを把握することは、ごみ減量の前提になると考えます。
もし、それらの把握ができない場合は、その旨を計画書様式の余白や別紙等に明記の上ご報告ください。
その後、把握するための準備が整いましたら、廃棄物の種類や量を確認の上、計画書への記載、報告をお願いします。



貸スペースやイベント利用等で、利用者が出した廃棄物は計画書に記載する必要はありますか？

イベント等が事業活動であり、それで発生した廃棄物と判断される場合は、事業系廃棄物としての処理が必要です。
それが、事業系一般廃棄物に分類される廃棄物であれば、計画書への記載をお願いします。



9. 郡山市ごみ減量推進課のマスコットキャラクター紹介

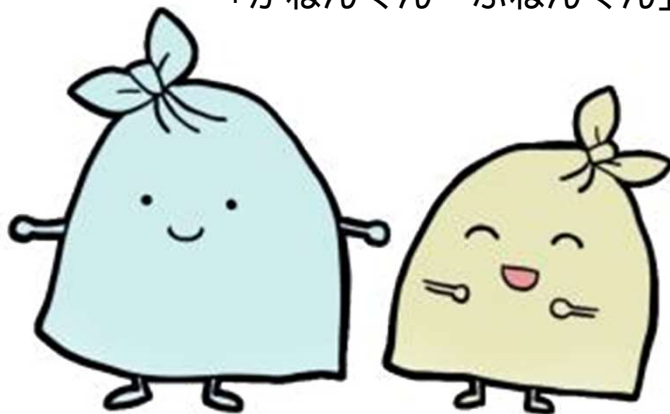
郡山市では、令和7年度から、みんなで目指す「郡山ごみ減量20%」のスローガンのもと、一丸となってごみの減量に取り組んでいます。

その取り組みを応援する、新たなマスコットキャラクターが登場しました。

ごみのパトロールを行う
「パトリゅう」



分別を徹底する
「かねんくん・ふねんくん」



地球環境を見守る
「ちきゅうねこ」



ごみの回収を行う
「つりえび」



不法投棄は許さない
「とりパト」

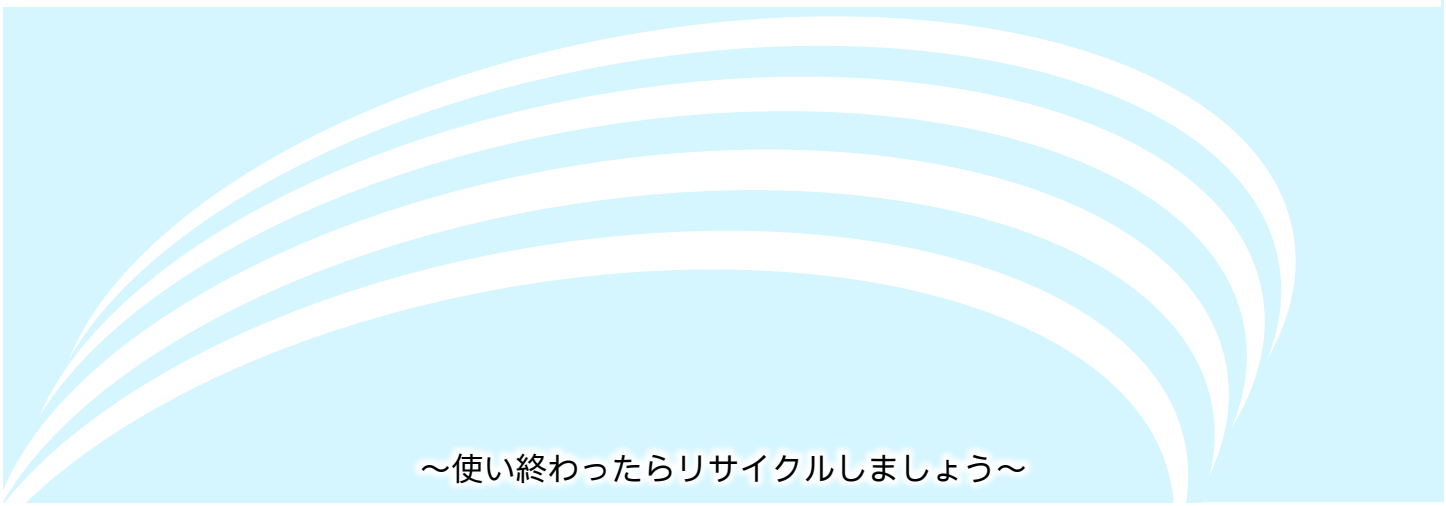


発行 ／ 郡山市 環境部 ごみ減量推進課

〒963-8601 福島県郡山市朝日1丁目23-7
Tel (024)924-2181 Fax (024)935-6790

E-mail gomigen@city.koriyama.lg.jp
HP <https://www.city.koriyama.lg.jp>

令和 8 年 5 月発行



～使い終わったらリサイクルしましょう～